

# 令和7年度 第三次飯綱町総合計画等策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、第三次飯綱町総合計画等策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 事業の目的

第二次飯綱町総合計画が、令和8年度に計画期間の終了を迎えることから、令和9年度以降の飯綱町のまちづくりの指針となる第三次飯綱町総合計画を策定する必要がある。この要領は、計画の策定にあたり、令和7年度において、その支援業務を受注する事業者を募集、選定するために必要な事項を定めたものである。

計画策定にあたっては、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの提案を得るために公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

第三次飯綱町総合計画等策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙「第三次飯綱町総合計画策定支援業務委託 仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする

### (4) 提案限度額

¥7,678,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 令和8年度事業について

令和8年度において、第三次飯綱町総合計画等策定支援業務を引き続き実施することとなるが、令和7年度事業の業務遂行状況及び成果を評価する中で、あらためて別途、委託契約を締結し、発注する予定である。なお、必ずしも令和7年度委託業務受注者に委託することを約束するものではない。

## 3 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 令和7・8年度の飯綱町入札参加資格者名簿に登録されているか、企画提案書の提出日までに登録見込みの者であること。
- (2) 飯綱町建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成24年4月1日内規）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する該当者でないこと。
- (4) 長野県内に本店を有し、かつ北信区域管内に活動拠点（本店又は支店・営業所等）を有していること。
- (5) 過去10年以内に本業務と同種又は類似する業務の履行実績を1件以上有していること。

#### 4 企画提案事項について

##### (1) 参加申込書の提出

企画提案を希望する者は、事前に参加申込書(様式第1号)を期限までに提出すること。

##### (2) 企画提案書等の作成

企画提案者は、次のア～カに掲げる書類を策定し、期日までに提出すること。

ア 企画提案書等提出書(様式第2号)

イ 企画提案書(任意様式)

- ・企画提案書は、次の(3)に基づいて作成する。
- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き(長編綴じ)を基本とし、各ページに番号を付して、提案内容を簡潔かつわかりやすくまとめること。

ウ 会社概要書(様式第3号)

エ 業務実施体制及び行程表(任意様式)

- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き(長編綴じ)を基本とし、各ページに番号を付して、簡潔かつわかりやすくまとめること。
- ・業務担当予定者の人数、分担業務、役職、氏名、経歴、主な業務実績等を記載し、併せて、本町との調整役となる業務担当予定者及び業務統括責任者を記載すること。
- ・業務の執行体制等を図示するとともに、その考え方や特色等を記載すること。

オ 業務実績調書(様式第4号)

- ・過去の業務実績を記載すること。

カ 業務見積書(任意様式)

- ・本実施要領及び別紙仕様書に定める業務について、業務内容ごとに、数量、単位、単価等を明示し、費用の内訳、積算根拠がわかるように記載すること。

##### (3) 企画提案書に記載を求める事項

別紙「令和7年度 第三次飯綱町総合計画等策定支援業務委託仕様書」に掲げる業務を遂行するための具体的な手法を「企画提案書」として取りまとめる。

また、同仕様書に記載された業務内容等以外における業務全般に関して、有益で実現可能な提案がある場合は記載すること。

##### (4) 参加申込書及び企画提案書等の提出

ア 提出期日：参加申込書 令和7年5月23日(金)17時まで(必着)

企画提案書 令和7年5月23日(金)～

令和7年6月3日(火)17時まで(必着)

イ 提出場所：〒389-1293 上水内郡飯綱町大字牟礼2795-1

飯綱町役場 企画課 地域振興係 TEL 026-253-2512

ウ 提出部数：参加申込書 1部

企画提案書 12部(正本1部、副本11部)

エ 提出方法：郵送(簡易書留等確実に到着が確認できるものに限る)又は持参

## 5 企画提案に関する質問及び回答

### (1) 質問書の提出

企画提案に関する質問は、質問書（様式第5号）により電子メールで行うこと。

ア 提出先電子メールアドレス：[shinko@town.iizuna.nagano.jp](mailto:shinko@town.iizuna.nagano.jp)

イ 提出期限：令和7年5月21日（水）17時まで

### (2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和7年5月22日までに質問者に対して電子メールで回答するほか、必要に応じて他の応募者にも同日までに電子メールで通知する。

## 6 企画提案に対する審査（プレゼンテーション及び書類審査）

### (1) 審査の実施

審査は、令和7年6月10日に実施し、実施時間は参加申込者に別途通知する。

なお、審査の過程は非公開とする。

### (2) 審査の方法

審査は、プレゼンテーション（1事業者30分以内、説明20分以内、質疑10分以内）により実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。

### (3) 審査基準

#### ア 実効性（60点）

- ①業務の実施方針の理解度等について
- ②提案内容の企画性・独創性について
- ③提案内容の実施体制や実施スケジュール等について
- ④業務全般について

#### イ 実現性（30点）

- ①本業務に関する知見やノウハウ、類似業務の実績や内容について

#### ウ 経済性（10点）

- ①事業規模・見積金額の妥当性について

## 7 業務委託候補者の選定

### (1) 業務委託候補者の選定方法

令和7年度 第三次飯綱町総合計画等策定支援業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、「6(3) 提案評価基準」に基づき評価、採点し、その結果の最も高かった者を業務委託候補者として選定する。

なお、業務委託候補者に同得点が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。

### (2) 企画提案者が1者又はない場合の取り扱い

企画提案者が1者の場合も審査を行い、業務が適切に実施できると判断される場合は、受託候補者として選定する。なお、業務が適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

### (3) 業務委託候補者の選定、結果の通知及び公表

- ア 審査終了後は速やかに全ての企画提案者に審査結果を文書で通知する。
- イ 結果の公表は必要に応じて総評価点を町のホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の会社名については非公表とする。
- ウ 審査・選定結果に対する質問及び異議申し立てには応じないものとする。

## 8 契約の締結

業務委託候補者として選定した者と町が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、改めて見積書を徴取し、随意契約により契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

## 9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。また、「6」により選定した者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を繰り上げるものとする。

- (1) 提出期日を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 「2(4) 提案限度額」を超えた場合

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は、本公募型プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (5) 提出された書類等は、飯綱町情報公開条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 13 号）に基づく情報公開の対象となる。ただし、事業を営むうえで、正当な利益を害すると認められる内容については不開示とし、該当部分がある場合は予め文書により申し出るものとする。
- (6) 提出された書類は、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
- (7) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (8) 本業務の実施に関しては、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定するものとし、業務委託後に具体的な業務内容や進め方について、逐次協議することとする。

## 11 企画提案のスケジュール

- ・企画提案募集開始 令和 7 年 5 月 9 日（金）から
- ・質疑受付締切り 令和 7 年 5 月 21 日（水）まで
- ・質疑への回答 令和 7 年 5 月 22 日（木）まで
- ・参加申込（様式第 1 号）提出期限 令和 7 年 5 月 23 日（金）まで

- ・企画提案書の提出期間 令和7年5月23日（金）から  
令和7年6月3日（火）まで
- ・企画提案書の審査等 令和7年6月10日（火）（審査時間は別途通知）
- ・選考結果の通知 令和7年6月中旬
- ・契約の締結 令和7年6月中旬